

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 (12) 賃金の原則とあり方について考える④

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

職場と労働法 (12) 賃金の原則とあり方について考える④

(クリックするとPDFファイルが開きます)

7. 年次有給休暇の賃金(法第 39 条)

年休の際の支払い賃金には三種類の方法があります。

- ① 平均賃金による方法。 ② 通常に賃金による方法。 ③ 標準報酬日額相当による方法。
 どれを選択するかは労使の協議に委ねられています。

平均賃金・通常賃金の方式は、就業規則で明示し、標準報酬日額方式は労使協定です。

本条に違反すると、罰則(法第 119 条)・附加金(法第 114 条)が適用されます。

8. 減給の制裁(法第 91 条)

減給の制裁を定める場合は、その減給は1回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはなりません。

9. 死亡・退職時の賃金の支払(法第 23 条)

死亡・退職の場合、権利者の請求のあった日から7日以内に賃金を支払い、その他労働者の権利に属する金品の迅速的返還を規定しています。

賃金に関する一口メモ

附加金(法第 114 条)とは

金銭給付の義務は重要であり、刑罰をもって履行確保を図っています。その中でも最も重要なもの保護すべきものについては附加金(木払金と同額)を課すもの。附加金請求ができるもの

- ① 解雇予告手当を支払わなかった場合
- ② 休業手当を支払わなかった場合
- ③ 割増賃金を支払わなかった場合
- ④ 年次有給休暇の賃金を支払わなかった場合

賃金台帳(法第 108 条)とは

各事業所ごとに賃金台帳(賃金計算の基礎となる事項及び賃金その他厚生労働省で定めた事項)を作成し、支払記録を記入するもの。記載事項

- ① 賃金計算の基礎。② 賃金の額。③ 氏名。
- ④ 性別。⑤ 賃金計算期間。⑥ 労働日数。
- ⑦ 労働時間数。⑧ 時間外・休日・深夜労働時間数。⑨ 基本給、手当その他賃金の種類毎にその額。⑩ 賃金の一部控除の場合の額

賃金に関する規定が、このよう細やかなのは、その背景を考察することが必要です。そのためには、歴史に学ぶことが必要となります。労働者と使用者の関係、社会のあり様(社会システム)、そして労働に生ずる人々の行動などを考察するとです。国際的にも明確になっているように労働は商品ではありません(ラデルフイア宣言)。しかし、労働派遣法はその商品化の端緒となっていないか問題意識を高くすることが必要ではないでしょうか。同じ歴史を繰り返さないためにも今日の労働ビックバンと言われ労働のルール改正はこのようなくをより以上に孕んだものとなっていないでしょうか。労働者自身が労働を通して得る成(賃金)の判定基準(基礎)が転ずることであり、労働者人生の最の端境期となっています。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.